

# 葛飾区立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成 26 年 3 月 28 日

25 葛教中第 500 号

教育次長 決裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区内の法人その他の団体又は個人（以下「企業等」という。）が、社会貢献活動の一環として葛飾区立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、財源を確保し、雑誌コーナーの充実を図るとともに、雑誌スポンサーが文化や知識・教養を支える地域貢献と利用者サービスの向上を目的とする。

## (雑誌スポンサー制度の内容)

第 2 条 本制度の趣旨に賛同する企業等（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の表面にスポンサー名を表示し、裏面に広告を掲出することができる。ただし、本項の適用は、個人を除く。

3 図書館は、図書館ホームページ等で雑誌スポンサーの名称等を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申し出により匿名にすることができる。

## (雑誌スポンサーの対象)

第 3 条 雑誌スポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する企業等とする。ただし、次の各号に定める業種又は事業者には該当する者は除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種

(2) 消費者金融

(3) 占い、運勢判断に関するもの

(4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの

(5) 社会問題を起こしている事業者

(6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織

(8) 前各号に掲げるもののほか、中央図書館長（以下「館長」という。）が不相当と認める業種又は事業者

(提供雑誌の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌を選定する。

(申込方法)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、葛飾区立図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）により申し込む。

- 2 前項の申込みには、法人その他の団体は会社概要等（業種が分かるもの）を、個人は本人であることを証明できる書類を添付する。
- 3 提供雑誌に広告の掲出を希望する者は、掲出希望の広告案を添付する。
- 4 申込みは、原則として先着順に、随時受け付ける。
- 5 申込書の記載内容に瑕疵又は虚偽が判明した場合には、館長は当該申込者について雑誌スポンサー制度の申込みがなかったものとみなすことができる。

(覚書の締結等)

第6条 図書館は、前条の書類等の内容を審査し、第3条各号に該当しない場合は当該申込者と覚書を締結し、第3条各号に該当する場合は葛飾区立図書館雑誌スポンサー制度決定通知書（第2号様式）を通知する。

- 2 雑誌スポンサー期間は、年度を単位とする。
- 3 雑誌スポンサー期間の更新又は解約は、期間満了の2箇月前までに、図書館に文書又は口頭により意思表示を行うものとする。

(提供雑誌の購入代金の支払い及び納入)

第7条 提供雑誌は、原則として、図書館が指定する取扱い書店（以下「取扱い書店」という。）から購入する。

- 2 提供雑誌の購入代金は、覚書を締結した日から20日以内に、取扱い書店の請求に基づいて、雑誌スポンサーが直接支払う。
- 3 取扱い書店への支払いは一括先払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に清算する。
- 4 振込み手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合には、図書館と雑誌スポンサーで協議の上、別の雑誌に振り替えることができる。
- 6 提供雑誌は、取扱い書店が図書館に納品する。

(広告の掲出)

第8条 提供雑誌に広告を掲出する場合、その適否の判断は、葛飾区印刷物等広告掲載取扱方針（平成15年1月27日区長決裁）2広告の制限の規定に基

づくものとする。

- 2 提供雑誌の最新号の表面に雑誌スポンサー名を表示する場合は、縦4センチ、横13センチ以内で、地色は白色、文字は黒色とする。表示位置は、配架したときに、雑誌スポンサー名が見える位置とする。
- 3 提供雑誌の最新号の裏面に広告を掲出する場合は、最新号にカバーを付け、広告を挿入する。広告は片面印刷とし、提供雑誌の大きさまでとする。
- 4 表面の雑誌スポンサー名表示は図書館が作成し、裏面に挿入する広告は雑誌スポンサーが作成する。
- 5 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。
- 6 広告内容は、図書館と協議の上、契約期間中変更することができる。
- 7 広告の掲出期間は、雑誌スポンサー期間と同様とする。

(提供雑誌の所有権)

第9条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、葛飾区に帰属する。

(覚書及び広告掲載の取消)

第10条 雑誌スポンサーが、下記の事由に該当することが明らかな場合は、図書館は当該覚書の締結を取り消すことができる。

- (1) 提供する雑誌の購入代金を指定期日までに納入しないとき。
  - (2) 図書館と雑誌スポンサーが締結した雑誌の提供に関する覚書について、雑誌スポンサーがこれを遵守していないことが判明し、図書館が改善の要請を行なったにもかかわらず改善されないとき。
  - (3) 葛飾区立図書館雑誌スポンサー制度申込書の誓約及び記載内容に瑕疵又は虚偽が判明したとき。
  - (4) 覚書締結後、状況変化等により第3条に抵触したとき。
- 2 雑誌スポンサーが提供雑誌に掲出した広告の内容が下記の事由に該当することが明らかな場合は、図書館は当該広告の掲出を取り消すことができる。
- (1) 広告内容に瑕疵、虚偽、誤記等があるとき。
  - (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害しているとき。
  - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していないとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。